



11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は

社会全体で解決すべき問題です

●問合せ先 子育て支援課児童家庭係☎72-2111内線474

子どもの虐待(児童虐待)とは、本来子どもを守るべき親や親に代わる保護者が、子どもの体や心を傷つけることをいいます。虐待は、子どもの心身に重大な影響を与え、子どもに対する最も深刻な人権侵害といえます。

◆児童虐待は毎年増えています

全国の児童相談所での平成26年度児童虐待相談対応件数は、88,931件(対前年度比20.5%増)となっていて、毎年増加しています。ニュースなどでも虐待の末に死亡する痛ましい事件が報道されていますが、児童虐待による死者数は、全国で年間50人を超えていました。

◆小都市の状況

子育て支援課の家庭児童相談室における平成26年度の児童虐待相談件数は29件です。内訳は身体的虐待12件、ネグレクト12件、心理的虐待3件、性的虐待2件となっています。

年齢別では、0歳から3歳未満7件、3歳から就学前7件、小学生11件、中学生4件、高校生・その他0件となっています。

◆児童虐待の種類

虐待は次の4種類に分けられます。

身体的虐待

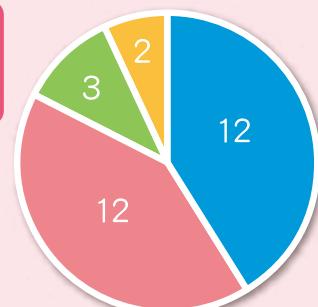
殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に閉め出すなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの面前で配偶者やその他の家族に対し暴力をふるう(D V)など

小都市における
26年度児童虐待
相談の内訳(件)

- 身体的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待
- 性的虐待



性的虐待

児童へのわいせつ行為、わいせつ行為をさせること、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

心身の正常な発達を妨げる減食・長時間放置。食事、衣服、居住が極端に不適切、極端に不潔な環境で生活させるなど

子どもの間違ったことに対しては、本気で怒ることも大切です。しかし、親が感情に任せて怒ったり、叩いたりし、その結果、子どもがあびえたり、傷ついたりして、子どもの心身に著しい害を及ぼすものであれば、しつけとは言えず、虐待となります。

子育てで悩んでいたり、児童虐待を受けたと思う児童を発見した場合は
すぐにお電話ください

児童相談所全国共通ダイヤル **189** イチハヤク

※7月1日から児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号となりました。

最寄りの児童相談所へつながります(24時間受付)

市子育て支援課(直通)

☎72-7480

久留米児童相談所(直通)

☎32-4458

